

恵庭市告示第65号

騒音規制法に基づく規制地域の指定

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）別表第1号の規定による市長が指定する区域を次のとおり定め、平成27年5月12日から適用する。

平成27年 5月12日

恵庭市長 原 田 裕

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定める。

騒音規制法に基づく規制地域の指定等（平成24年恵庭市告示第51号）により指定された地域のうち、第1種区域及び第2種区域の全域並びに第3種区域及び第4種区域の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域内